



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)1月16日

第1884号

月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目 次

○ 条例

- 22 彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(都市計画課)..... 3
- 23 彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例(人事課)..... 5
- 24 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(情報政策課)..... 6
- 25 彦根市職員定数条例の一部を改正する条例(人事課)..... 9
- 26 彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(人事課)..... 10
- 27 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(人事課)..... 28
- 28 彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)..... 29
- 29 彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(彦根城博物館管理課)..... 44
- 30 彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(保険年金課)... 44
- 31 彦根市公園条例の一部を改正する条例(都市計画課)..... 45

○ 規則

- 61 彦根市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(人事課)..... 46
- 62 彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 47
- 63 彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(都市計画課)..... 59
- 64 彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(保険年金課)..... 66
- 65 彦根市市税規則の一部を改正する規則(税務課)..... 78

○ 告示

- 289 彦根市訪問型サービスB事業実施要綱の一部改正(高齢福祉推進課)..... 87
- 290 彦根市配食サービス事業実施要綱の一部改正(高齢福祉推進課)..... 87
- 291 彦根市福祉・介護サービス苦情解決体制整備要綱の一部改正(社会福祉課)..... 88
- 292 予算の要領の公表(財政課)..... 88
- 293 屋外広告物等の保管(景観まちなみ課)..... 89
- 294 自転車等の移動および保管(都市計画課)..... 89
- 295 自転車等の移動および保管(都市計画課)..... 90
- 296 指定管理者の指定(高齢福祉推進課)..... 91
- 297 指定管理者の指定(高齢福祉推進課)..... 91
- 298 彦根市障害者控除対象者認定実施要綱の一部改正(高齢福祉推進課)..... 92

○ 公告

彦根市農用地利用集積計画公告(農林水産課)	94
彦根農業振興地域整備計画変更縦覧公告(農林水産課)	94
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)	95
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)	95
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)	95

○ 農業委員会告示

1 彦根市農業委員会定期総会の招集	95
-------------------------	----

○ 水道事業告示

28 彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)	96
29 彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)	96

正誤

条例

彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第22号

彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された稲枝駅西側地区地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号の規定により定められた稲枝駅西側地区地区整備計画の区域(以下「地区整備計画区域」という。)内における建築物に関する制限を定めることにより、地区整備計画区域における適正な都市機能および健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。

(地区整備計画区域の区分)

第3条 地区整備計画区域は、住まいのエリアと集いのエリアの2地区に区分する。

(建築物の用途の制限)

第4条 住まいのエリアにおいては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 一戸建ての専用住宅または兼用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものに限る。)

(2) 集会所その他の住民の自治活動の用に供する建築物

(3) 住まいのエリアの地区内における宅地の造成または建築物の建築、これらの販売等を目的とした仮設建築物

2 集いのエリアにおいては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 物品販売業を営む店舗(次に掲げるものを除く。)

ア 専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行う店舗

イ 一団の土地の区域内における床面積の合計が10,000平方メートルを超える店舗

(2) 都市計画法第34条第1号に規定する建築物(修理業を営むことを目的とする建築物および給油所を除く。)で、市が別に定める制限の基準の範囲内のもの

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、住まいのエリアにあつては10分の10以下、集いのエリアにあつては10分の20以下でなければならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の6以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 住まいのエリアにおいては、建築物(ごみ集積所その他の住民の自治活動の用に供する建築物を除く。)の敷地面積は、200平方メートル(隅切りをした敷地は、180平方メートル)以上でなければならない。

2 集いのエリアにおいては、建築物の敷地面積は、500平方メートル以上でなければならない。

3 前2項の規定は、これらの項の規定の施行または適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地でこれらの項の規定に適合しないものまたは現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前2項の規定の改正後のこれらの項の規定の施行または適用の際、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地

(2) 前2項の規定に適合するに至った建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第8条 住まいのエリアにおいては、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は2.0メートル以上、隣地境界線までの距離は1.0メートル以上でなければならない。ただし、次に該当する物置、車庫等については、この限りでない。

(1) 高さ2.3メートル以下かつ床面積5.0平方メートル以下のもの

(2) 壁面のない簡易なもの

2 集いのエリアにおいては、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2.0メートル以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、前面道路(前面道路が2以上ある場合は、そのうち敷地の地盤面に高さが最も近似するもの)の路面の中心から10メートル以下でなければならない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第10条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条および第7条から前条までの規定については、その敷地面積の過半が地区整備計画区域内に属するときは、その建築物または敷地の全部に適用する。

2 建築物の敷地が住まいのエリアおよび集いのエリアの2地区にわたる場合における第4条および第7条の規定については、その敷地面積の過半が地区整備計画区域内に属するときは、当該敷地面積の過半の属する割合が最大の地区の制限を当該建築物またはその敷地の全部に適用する。

3 建築物の敷地が住まいのエリアおよび集いのエリアの2地区にわたる場合における第8条の規定については、その建築物の部分の属する地区の制限を当該建築物またはその敷地の部分に適用する。

4 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外または住まいのエリアおよび集いのエリアの2地区にわたる場合においては、第5条の規定による制限をそれぞれの地区の法第52条第1項の規定による建築物の容積率の限度とみなして、同条第7項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、第6条の規定による制限を地区整備計画区域の法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる基準に適合して増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替え(以下この項において「増築等」という。)をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず

ず、第4条の規定は、適用しない。

- (1) 増築等が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築等後における延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)および建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)が基準時における敷地面積に対してそれぞれ第5条および第6条の規定に適合すること。
 - (2) 増築等後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築等後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- 2 法第3条第2項の規定により第5条、第6条、第8条または第9条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条、第6条、第8条または第9条の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第12条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上または構造上やむを得ないと認めて許可したものおよびその敷地については、適用しない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ彦根市都市計画審議会に諮問しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第5条から第9条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
 - (3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第7条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者または占有者
 - (4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者または占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者または工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和5年1月6日から施行する。

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第23号

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例

彦根市事務分掌条例(昭和45年彦根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「文化スポーツ部」を「スポーツ部」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第4号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、同条中第9号および第10号を削り、第11号を第13号とし、同条第8号中イを削り、ウをイとし、同号を同条第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 建設部

- ア 道路および河川に関する事。
- イ 市街地整備に関する事。
- ウ 建築に関する事。

(12) 都市政策部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 開発調整に関する事。
- ウ 公園に関する事。
- エ 建築指導に関する事。
- オ 景観に関する事。
- カ 交通に関する事。
- キ 住宅に関する事。

第1条中第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 観光文化戦略部

- ア 観光に関する事。
- イ 文化に関する事(文化財の保護に関する事を含む。)
- ウ 彦根城の世界遺産登録の推進に関する事。

第1条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 人事部

- ア 職員の人事に関する事。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第24号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年彦根市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で
------	----------------------------------

定めるもの

別表第2の1の項中「生活保護関係情報」の次に「、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)」を加え、同表2の項および3の項中「または生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報または外国人生活保護関係情報」に改め、同表に次のように加える。

4	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付もしくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報または中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費もしくは高額障害児通所給付費の支給または障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	児童福祉法による負担能力の認定または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給または実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	規則で定めるもの	
9 市長	生活保護法による保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものまたは寡婦についての便宜の供	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	与に関する事務であって規則で定めるもの	
18 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付もしくは子育てのための施設等利用給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
23 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の1の項中「または生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報または外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
------	---------------------------------------	-------	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市職員定数条例の一部を改正する条例

彦根市職員定数条例(昭和 32 年彦根市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「593 人」を「620 人」に改め、同項第 10 号中「1,606 人」を「1,633 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 20 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 26 号

彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(彦根市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条―第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条―第 11 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 12 条)

第 5 章 雑則(第 13 条)

付則

第 1 章 総則

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項までおよび第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項および第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項までならびに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改め、同条ただし書および各号を削る。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条各項の規定により異動期間(同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。)(同条第 1 項または第 2 項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第 6 条に規定する職をいう。以下この条および次章において同じ。)を占めている職員については、第 9 条第 1 項または第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる

欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の理由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の理由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(彦根市立病院において医療業務に従事する医師および歯科医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)第11条第1項に規定する職
- (2) 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年彦根市条例第43号)第4条第1項に規定する職
- (3) 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)第4条第1項に規定する職
- (4) 前3号に準ずる職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果または勤務の状況および職務経験等に基づき、降任または転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条および第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職または管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従

った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを

除く。)、または前項もしくはこの項の規定により異動期間(前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(定年に関する経過措置)」を付する。付則に次の3項を加える。

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条各号に掲げる職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員については、年齢65年とする。

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄

に掲げる期間の区分に応じ、第 3 条中「65 年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

(情報の提供および勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員および令和 4 年改正条例による改正前の第 3 条第 1 号に掲げる職員を除く。)が年齢 60 年(令和 4 年改正条例による改正前の第 3 条第 2 号に掲げる職員にあっては、年齢 63 年)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年(令和 4 年改正条例による改正前の第 3 条第 2 号に掲げる職員にあっては、年齢 63 年)に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 3 項および第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 9 項を次のように改める。

9 地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第 6 条の 2 を削る。

第 11 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 18 条第 1 項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第 1 号および同条第 5 項第 1 号中「場合は」を「場合には」に改める。

第 22 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第 4 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 23 条第 1 項中「この条」を「この項から第 3 項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第 2 項第 1 号および第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2第1項中「第12条から」を「第6条第1項から第8項まで、第12条から」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第5項中「第1条の2」を「第3条」に改め、同条第6項中「第1条の2第1項第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

第30条第1項ただし書中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された」を「定年前再任用短時間勤務職員である」に改める。

付則第19項の前の見出しを「(定年引上げに伴う特例)」に改め、同項および付則第20項を次のように改める。

19 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳(彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第26号)第1条の規定による改正前の彦根市職員の定年等に関する条例(昭和58年彦根市条例第3号。次項第2号において「令和4年旧定年条例」という。))第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳)に達した日後における最初の4月1日(付則第21項において「特定日」という。))以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。))とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常勤を要しない職員
- (2) 令和4年旧定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 彦根市職員の定年等に関する条例第9条第1項または第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項または同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- (4) 彦根市職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。))

付則に次の5項を加える。

21 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第23項において「異動日」という。))の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。))が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。))に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。))には、当分の間、特定日以後、付則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあ

るのは、「第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第 19 項の適用を受ける職員に限り、付則第 21 項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 付則第 21 項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第 19 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 付則第 19 項から前項までに定めるもののほか、付則第 19 項の規定による給料月額、付則第 21 項の規定による給料その他付則第 19 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第 3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		225,200	271,100	324,400	405,200

別表第 4 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

別表第 4 備考(1)中「主任保育士」の次に「、副主任保育士」を加え、同表備考(3)中「勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査」の次に「、主務」を、「、副主査」の次に「、副主務、主任主事」を加え、同表備考(3)ただし書中「および副主査」を「、主務、副主査、副主務および主任主事」に改める。

別表第 5 の 1 の表 2 級の項を次のように改める。

2 級	(1) 相当高度の知識または経験を必要とする主事または技師の職務 (2) 主任主事の職務
-----	---

別表第 5 の 1 の表 3 級の項に次の 1 号を加える。

- (3) 副主務の職務

別表第 5 の 1 の表 4 級の項に次の 1 号を加える。

- (3) 主務の職務

別表第 5 の 4 の表 2 級の項に次の 1 号を加える。

- (3) 主任主事の職務

別表第5の4の表3級の項を次のように改める。

3級	(1) 副主査の職務 (2) 副主務の職務
----	--------------------------

別表第5の4の表4級の項に次の2号を加える。

- (6) 副主任保育士の職務
- (7) 主務の職務

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和29年彦根市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の次に「(1月間の日数(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第5条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「定める額(以下)」の次に「この項および第5項において」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号および同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出しおよび同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項および第3項中「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

付則第2項を削り、付則第3項を付則第2項とする。

付則第4項中「第5条の3まで」の次に「および付則第10項から第18項まで」を加え、「付則第4項」を「付則第3項」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第5項中「第5条の2」の次に「および付則第13項」を加え、同項を付則第4項とする。

付則第6項中「第5条」の次に「または付則第11項」を加え、「付則第4項」を「付則第3項」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第7項を付則第6項とし、付則第8項を付則第7項とし、付則第9項を付則第8項とする。

付則第10項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を付則第9項とする。

付則に次の9項を加える。

- 10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳(彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第26号)第1条の規定による改正前の彦根市職員の定年等に関する条例(以下「令和4年旧定年条例」という。))第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項または第4条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第10項」とする。
- 11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳(令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項または第5条第2項の規定に該当するものを除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第11項」とする。
- 12 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 令和4年旧定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員
- 13 彦根市職員の給与に関する条例付則第19項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 14 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達したことにより退職することとなる日」とあるのは「定年(令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員および付則第12項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とし、付則第12項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)に達したことにより退職することとなる日」と、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(令和4年旧定年条例第3条第2号に掲

げる職員に相当する職員および付則第12項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とし、付則第12項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 15 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(市長が定める者を除く。)に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員および付則第12項各号に掲げる職員以外の者	60歳
令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員	63歳
付則第12項第1号に掲げる職員	65歳
付則第12項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢

- 16 当分の間、第4条第1項第4号および第5条第1項(第1号および第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 17 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて付則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「付則第15項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 18 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて付則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例(令和元年彦根市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第5条 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年彦根市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第6条 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第30条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成4年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和58年彦根市条例第3号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条第2号中「彦根市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第6条第9項の項を削る。

第21条第2号および第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年彦根市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書および第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号ならびに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(彦根市職員の分限に関する条例の一部改正)

第9条 彦根市職員の分限に関する条例(昭和26年彦根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「反する休職」の次に「および降給」を加え、「理由」を「事由」に、「および休職」を「、休職および降給」に改める。

第6条を第10条とする。

第5条第1項中「禁こ刑」を「禁錮刑」に改め、同条を第9条とする。

第4条を第8条とする。

第3条第1項中「、休養」を「休養」に、「第1条の2第1項各号の一」を「第3条第1項各号のいずれか」に、「、必要」を「必要」に改め、同条第2項中「第1条の2第2項」を「第3条第2項」に、「同条同項」を「同項」に改め、同条第3項中「理由」を「事由」に改め、同条を第7条とする。

第2条の見出し中「降任、免職および休職」を「降任等」に改め、同条第1項中「または」を「もしくは」に改め、「休職する場合」の次に「または第4条第2号に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第2項中「または休職」を「、休職または降給」に改め、同条を第6条とする。

第1条の2の見出し中「理由」を「事由」に改め、同条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

(降格の事由)

第4条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、その意に反して、当該職員を降格することができる。

(1) 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかなきとき。

(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、その意に反して、当該職員を降号することができる。

第1条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の

職務の級に変更することをいう。以下同じ。)および降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)ならびに法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

付則に次の 2 項を加える。

- 3 彦根市職員の給与に関する条例付則第 19 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「ならびに彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)付則第 19 項の規定による降給とする」とする。
- 4 第 6 条第 2 項の規定は、彦根市職員の給与に関する条例付則第 19 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正)

第 10 条 職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和 26 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1日」を「、1日」に改め、「6 月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料およびこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される彦根市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 11 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される彦根市職員の処遇等に関する条例(平成 13 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「昭和 58 年彦根市条例第 3 号」の次に「。次号において「定年条例」という。」を加え、同項第 5 号中「第 1 条の 2 第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 12 条 彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年彦根市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 11 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(彦根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 13 条 彦根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第14条 彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年彦根市条例第39号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「彦根市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条までまたは付則第10項もしくは第11項」に、「新条例第3条から第5条の3まで」を「同条例第3条から第5条の3までおよび付則第10項から第18項まで」に改める。

付則第4項中「新条例第3条第1項」を「彦根市職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2および付則第13項」に改める。

付則第5項中「新条例第5条」を「彦根市職員の退職手当に関する条例第5条または付則第11項」に改める。

(彦根市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 彦根市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年彦根市条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則第12項中「付則第4項」を「付則第3項」に改める。

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第16条 彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年彦根市条例第22号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「新条例第2条の4」を「彦根市職員の退職手当に関する条例第2条の4」に、「付則第4項から第6項まで、付則第6項、付則第7項」を「付則第3項から第5項までの規定」に改め、「条例第21号付則第2項」の次に「の規定」を加え、「ならびに条例第36号付則第12項」を「の規定、条例第36号付則第12項の規定ならびに付則第6項および第7項」に改める。

(彦根市職員の再任用に関する条例の廃止)

第17条 彦根市職員の再任用に関する条例(平成12年彦根市条例第62号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中彦根市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)ならびに同条例第10条第2項、第4項および第11項の改正規定ならびに同条例付則第10項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。)ならびに付則第21項、第32項および第33項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の彦根市職員の定年等に関する条例(昭和58年彦根市条例第3号。以下この項から付則第5項までにおいて「旧定年条例」という。)第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の彦根市職員の定年等に関する条例(次項から付則第20項までにおいて「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日およ

び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項から付則第19項までにおいて同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項または前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。

- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、付則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(次項から付則第11項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項から付則第16項までにおいて同じ。)(施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項または付則第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。)または暫定再任用(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任

期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

7 前2項の任期またはこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この項から付則第20項までにおいて同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第20項において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、付則第7項から第9項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢)

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の

4 第4項の条例で定める職および年齢)

15 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から付則第19項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、付則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。
(彦根市職員の給与に関する条例に関する経過措置)
- 22 第2条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号。以下「新給与条例」という。)付則第19項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 23 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される彦根市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 24 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年彦根市条例第27号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される彦根市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第8条の規定による改正後の彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年彦根市条例第27号。付則第36項において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項、第18条第3項および第28条の規定を適用する。
- 27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項および第4項ならびに第30条の規定を適用する。
- 28 新給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第26号)付則第8項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。
- 29 彦根市職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項および第6項から第8項まで、第12条から第14条まで、第14条の3ならびに新給与条例第6条第2項、第3項および第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 30 付則第22項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市長が規則で定める。
(彦根市職員の退職手当に関する条例に関する経過措置)
- 31 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の彦根市職員の退職手当に関する条例

(昭和 29 年彦根市条例第 13 号。次項および第 33 項において「新退職手当条例」という。)第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項もしくは第 2 項または第 6 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

32 新退職手当条例第 2 条第 2 項および第 10 条第 2 項の規定は、付則第 1 項ただし書に規定する施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

33 新退職手当条例第 10 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例に関する経過措置)

34 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和 41 年彦根市条例第 43 号)第 5 条、第 6 条、第 6 条の 3 および第 17 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例に関する経過措置)

35 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 6 号)第 5 条、第 6 条、第 8 条および第 22 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する経過措置)

36 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 20 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 27 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 160」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 165」を「100 分の 162.5」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 160」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 165」を「100 分の 162.5」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1

日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)および第3条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例または第3条の規定による改正前の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第28号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	

10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400

	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	

79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			

	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第3および別表第4を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
11	181,800	202,200	319,600	421,300	

12	183,700	204,800	322,100	422,600
13	185,600	207,400	324,500	423,900
14	187,700	209,100	326,400	425,300
15	189,800	210,700	328,300	426,700
16	191,900	212,400	330,400	428,100
17	194,100	214,200	332,200	429,300
18	196,400	215,800	334,400	430,600
19	198,900	217,500	336,500	431,800
20	201,200	219,100	338,500	433,100
21	203,600	220,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	342,400	435,400
23	206,900	224,700	344,200	436,700
24	208,600	226,600	345,800	438,000
25	210,100	228,100	347,500	439,300
26	211,500	230,100	349,300	440,500
27	213,100	232,100	351,200	441,500
28	214,600	234,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	354,900	443,800
30	218,000	238,600	356,700	444,600
31	219,700	241,300	358,400	445,400
32	221,400	244,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	361,600	447,200
34	224,400	249,400	363,300	447,700
35	226,100	252,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	366,600	448,700
37	229,100	257,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	370,000	
39	232,500	261,900	371,300	
40	234,200	264,100	372,900	
41	235,800	266,600	374,000	
42	237,500	268,900	375,400	
43	239,100	271,100	376,800	
44	240,700	273,200	378,300	

45	242,300	275,300	379,700
46	243,800	277,500	381,300
47	245,100	279,600	382,900
48	246,400	281,500	384,400
49	247,500	283,800	385,800
50	248,800	285,500	387,300
51	250,200	287,400	388,800
52	251,300	289,200	390,200
53	252,400	290,600	391,400
54	253,800	292,700	392,700
55	254,800	294,700	393,800
56	255,800	296,900	394,900
57	257,000	298,900	396,300
58	258,000	301,300	397,500
59	259,100	303,500	398,700
60	260,100	306,100	400,000
61	261,300	308,300	401,200
62	262,000	310,700	402,200
63	262,900	313,000	403,600
64	263,500	315,200	404,900
65	264,500	317,300	406,100
66	265,900	319,100	407,200
67	267,000	320,700	408,400
68	268,300	322,300	409,500
69	269,800	324,200	410,500
70	271,300	326,300	411,700
71	272,600	328,400	412,900
72	274,000	330,400	414,100
73	274,800	332,500	414,700
74	275,800	334,600	415,500
75	277,000	336,800	416,200
76	278,000	339,000	416,700

77	279,200	340,700	417,000
78	280,200	342,600	417,400
79	281,400	344,300	417,800
80	282,300	346,100	418,200
81	283,500	347,900	418,500
82	284,300	349,700	418,900
83	285,300	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	

	110	302,900	382,700		
	111	303,200	383,700		
	112	303,500	384,700		
	113	303,700	385,300		
	114	303,900	386,200		
	115	304,100	387,100		
	116	304,400	388,000		
	117	304,700	388,800		
	118	305,000	389,500		
	119	305,300	390,300		
	120	305,600	391,100		
	121	305,800	391,700		
	122	306,000	392,500		
	123	306,200	393,200		
	124	306,500	393,900		
	125	306,800	394,500		
	126		395,200		
	127		395,700		
	128		396,300		
	129		397,000		
	130		397,600		
	131		398,100		
	132		398,600		
	133		398,900		
	134		399,200		
	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		

	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

幼児教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100
7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	

8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500
9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400
10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600
11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600
12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800
13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600
14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600
15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600
16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600
17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300
18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300
19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100
20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000
21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900
22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800
23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800
24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700
25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700
26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600
27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600
28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600
29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100
30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900
31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700
32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300
33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100
34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500
35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000
36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600
37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000
38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200
39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400
40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500
41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600

42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800
43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000
44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100
45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800
46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500
47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200
48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900
49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500
50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100
51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600
52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000
53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400
54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700
55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000
56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300
57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600
58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900
59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200
60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500
61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800
62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100
63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400
64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700
65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000
66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300
67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600
68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900
69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100
70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400
71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700
72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000
73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200
74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500
75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800
76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000

	77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200
	78	251,800	315,700	341,400	386,000	
	79	252,700	316,400	341,900	386,500	
	80	253,500	317,100	342,300	387,100	
	81	254,400	317,400	342,500	387,600	
	82	255,000	317,700	342,800	388,000	
	83	255,800	318,300	343,300	388,400	
	84	256,600	318,600	343,700	388,800	
	85	257,200	319,000	344,000	389,000	
	86	258,000	319,300	344,300	389,200	
	87	258,700	319,700	344,800	389,500	
	88	259,600	320,000	345,200	389,800	
	89	260,200	320,500	345,500	390,000	
	90	261,000	320,900	345,900	390,300	
	91	261,800	321,200	346,300	390,600	
	92	262,600	321,500	346,500	390,800	
	93	263,000	322,000	346,800	391,000	
	94	263,700	322,400			
	95	264,200	322,600			
	96	264,900	323,000			
	97	265,600	323,400			
	98	266,300	323,800			
	99	267,000	324,200			
	100	267,700	324,600			
	101	268,200	324,800			
	102	268,700	325,100			
	103	269,100	325,400			
	104	269,600	325,700			
	105	269,800	326,100			
	106	270,000	326,300			
	107	270,300	326,600			
	108	270,600	327,000			
	109	271,000	327,400			
	110	271,300	327,700			

	111	271,700	328,100				
	112	272,000	328,400				
	113	272,300	328,700				
	114	272,600	329,100				
	115	272,900	329,400				
	116	273,300	329,600				
	117	273,600	329,800				
	118	273,900	330,100				
	119	274,300	330,500				
	120	274,700	330,900				
	121	274,900	331,100				
	122	275,100					
	123	275,500					
	124	275,800					
	125	276,000					
	126	276,300					
	127	276,700					
	128	277,100					
	129	277,300					
	130	277,700					
	131	278,100					
	132	278,400					
	133	278,600					
	134	278,900					
	135	279,300					
	136	279,600					
	137	279,800					
	138	280,100					
	139	280,400					
	140	280,700					
	141	280,900					
	142	281,100					
	143	281,300					
	144	281,600					

	145	282,000				
	146	282,200				
	147	282,500				
	148	282,800				
	149	283,100				
	150	283,300				
	151	283,600				
	152	283,800				
	153	284,100				
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、主査、副主査および保育士
- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) 子ども未来部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、副主査、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査および副主査は、幼児教育に従事する職員に限る。

第2条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の167.5」を加える。

第4条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定および第 3 条の規定による改正後の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第 3 条の規定による改正前の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 20 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 29 号

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基づき、」を「市民の教育、学術および文化の発展等に寄与するため、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する公立博物館として」に改める。

第 4 条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成および研修を行うこと。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第 13 条第 1 項中「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 20 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 30 号

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例(平成24年彦根市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「9歳」を「12歳」に改める。

第8条の見出し中「9歳」を「12歳」に改め、同条第1項中「9歳に」を「12歳に」に、「9歳以下助成対象者」を「12歳以下助成対象者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「9歳以下助成対象者」を「12歳以下助成対象者」に改める。

第9条第2項中「9歳以下助成対象者」を「12歳以下助成対象者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

彦根市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第31号

彦根市公園条例の一部を改正する条例

彦根市公園条例(昭和54年彦根市条例第21号)の一部を次のように改正する。

「

別表第2中

多目的 競技場	早朝	6時から8時まで	830円
	午前	8時から12時30分まで	2,930円
	午後	12時30分から17時まで	3,870円
	前夜	17時から19時30分まで	1,560円
	後夜	19時30分から21時30分まで	1,560円
多目的 グラウンド	早朝	6時から8時まで	790円
	午前	8時から12時30分まで	2,760円
	午後	12時30分から17時まで	3,630円
	前夜	17時から19時30分まで	1,470円

を

」

「

多目的 競技場	1時間当たり(平日)	6時30分から21時30分まで	2,000円
	1時間当たり(平日以外)	6時30分から21時30分まで	4,000円
多目的 グラウンド	1時間当たり	6時30分から19時30分まで	700円

に改め、同表

」

備考中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考に第1項として次の1項を加える。

1 この表において、「平日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日をいう。

付 則

- この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

規則

彦根市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第61号

彦根市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則
(彦根市職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 彦根市職員の給与に関する規則(昭和47年彦根市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「100分の115」を「6月に支給する場合には100分の115」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の124以上100分の210以下」を加え、同項第2号中「100分の103.5」を「6月に支給する場合には100分の103.5」に改め、「未満」の次に「、12月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満」を加え、同項第3号中「100分の92」を「6月に支給する場合には100分の92、12月に支給する場合には100分の101」に改め、同項第4号中「100分の83.5」を「6月に支給する場合には100分の83.5」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の92.5以下」を加える。

第27条の2第1項第1号中「100分の47」を「6月に支給する場合には100分の47」に改め、「以上」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.5以上」を加え、同項第2号中「100分の43.5」を「6月に支給する場合には100分の43.5、12月に支給する場合には100分の48」に改め、同項第3号中「100分の41.5」を「6月に支給する場合には100分の41.5」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の46以下」を加える。

第2条 彦根市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の115以上100分の190以下、12月に支給する場合には100分の124以上100分の210」を「100分の119以上100分の200」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の103.5以上100分の115未満、12月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124」を「100分の107.5以上100分の119」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の92、12月に支給する場合には100分の101」を「100分の96」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の83.5以下、12月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の87.5」に改める。

第27条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の47以上、12月に支給する場合には100分の51.5」を「100分の49」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の43.5、12月に支給する場合には100分の48」を「100分の45.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の41.5以下、12月に支給する場合には100分の46」を「100分の43.5」に改める。

(彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「以下」とあるのは「100分の95を超える割合で市長が定めるもの」との次に「、「100分の124以上100分の210以下」とあるのは「100分の105を超える割合で市長が定めるもの」とを、「未満」とあるのは「100分の95を超える割合で市長が定めるもの」との次に「、「100分の112.5以上100分の124未満」とあるのは「100分の105を超える割合で市長が定めるもの」とを、「100分の95」との次に「、「100分の101」とあるのは「100分の105」とを、「86.5以下」との次に「、「100分の92.5以下」とあるのは「100分の96.5以下」とを、「100分の45を超える割合で市長が定めるもの」との次に「、「100分の51.5以上」とあるのは「100分の50を超える割合で市長が定めるもの」とを、「100分の45」との次に「、「100分の48」とあるのは「100分の50」とを、「100分の43以下」との次に「、「100分の46以下」とあるのは「100分の48以下」とを加える。

第4条 彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「100分の115」を「100分の119」に、「100分の190」を「100分の200」に、「100分の95」を「100分の100」に改め、「100分の124以上100分の210以下」とあるのは「100分の105を超える割合で市長が定めるもの」とを削り、「100分の103.5」を「100分の107.5」に改め、「100分の112.5以上100分の124未満」とあるのは「100分の105を超える割合で市長が定めるもの」とを削り、「100分の92」を「100分の96」に改め、「100分の101」とあるのは「100分の105」とを削り、「100分の83.5」を「100分の87.5」に、「100分の86.5」を「100分の91.5」に改め、「100分の92.5以下」とあるのは「100分の96.5以下」とを削り、「100分の47」を「100分の49」に、「100分の45」を「100分の47.5」に改め、「100分の51.5以上」とあるのは「100分の50を超える割合で市長が定めるもの」とを削り、「100分の43.5」を「100分の45.5」に改め、「100分の48」とあるのは「100分の50」とを削り、「100分の41.5」を「100分の43.5」に、「100分の43以下」を「100分の45.5以下」に改め、「100分の46以下」とあるのは「100分の48以下」とを削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定および第3条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(次項において「改正後の一部改正規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規則および改正後の一部改正規則を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する規則の規定および第3条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則および改正後の一部改正規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 40 年彦根市規則第 39 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考を次のように改める。

備考

- 1 教育職給料表の適用を受ける職員については、別に定める。
- 2 いずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る必要在級年数または必要経験年数のほか、市長が別に定める要件を満たさなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるときは、当該職務の級に係る必要在級年数および必要経験年数によらずにいずれかの職務の級に昇格させることができる。

別表第 6 中アを次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15